

別紙1

以下の表のとおり、各項目毎に対象告示を改正する。

項目		告示改正（案）の概要
○産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法（昭和48年2月環境庁告示第13号）		
1	全般	本告示で引用する JISK0102(2008)及び JISK0125(1995)をそれぞれ JISK0102(2016)及び JISK0125(2016)に改正する。
	(1) カドミウム、鉛、銅、亜鉛、ニッケル	JISK0102(2016)の各項目の測定の準備操作において参照する JISK0102(2016)の 52.2 の備考6に定める方法（固相抽出法）について検証し、ばいじん等不溶化のためにキレート剤で処理した試料では、回収率が低くなることが明らかとなったことから、当該方法を除くとする。
	(2) 六価クロム	妨害物質を含む試料の場合、ジフェニルカルバジド吸光光度法の検液の発色操作において試薬の添加順を変える方法*が有効な場合が多いことが検証されたため、別表第1として追加する。 JISK0102(2016) 65.2 に定める方法について、添加回収実験を行い、回収率が 80～120%であることを確認した場合に限り適用できることとする。また、65.2.6 に定める方法（流れ分析）については正確な測定値が出ない場合があることを検証したため検定方法から除くこととする。 ※ジフェニルカルバジド吸光光度法の検液の発色操作のうち硫酸（1+9）の添加をジフェニルカルバジド溶液の後に行う方法
	(3) ひ素	JISK0102(2016) 61 の操作に定める予備還元の際のアスコルビン酸の添加量については十分な量を添加することとする。
	(4) 有機塩素化合物	従来別表第5として記載されていた吸光光度法は有害物質である水銀を試薬として使用するため削除する。 また、JISK0102(2016)のうち 35.3 に定めるイオンクロマトグラフ法を用いることとする。測定に用いる検液の作成については、従来別表5に示していた方法を元にイオンクロマトグラフ法に対応するため、ソジウムピフェニル有機溶媒溶液の添加量を 2.5ml とし、中和は炭酸ガスにより行う方法を別表第6に追加する。
	(5) ふっ素	JISK0102(2016) 34.3 と別表第6の内容が重複することから別表6を削除する。また、JISK0102(2016)の 34.4のうち、FIA法を用いる場合には 34.1の試験操作のうち蒸留して得た留出液を硫酸ではなく、塩酸で中和するよう改正する。
	(6) フェノール類	JISK0102(2016)のうち JISK0102(2016)の 28.1.2の備考4、備考5及び 28.1.3に定める方法は、十分に検証できていないため検定方法から除くこととする。
2	その他	
	(1) 検液作成操作	検液作成操作における振とう前又は後の放置時間によって測定結果に影響を及ぼすことから、振とう前又は後について、できるだけ速やかに次の操作に移行する旨改正する。
	(2) アルキル水銀	本告示で引用している昭和46年12月環境庁告示第59号付表3の方法において抽出溶媒としてトルエンを用いることについて、検討の結果、廃棄物試料においても適用可能であることから、抽出溶媒をベンゼンからトルエンに変更する。
	(3) 試薬及び器具	試薬及び器具の規格について、それぞれ最新の規格を用いるよう改正する。
	(4) その他	本告示で引用する JISK0116(2003)について、JISK0116(2014)に改正する。 その他所要の改正を行う。

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第六第一項第三号イ（6）に掲げる安定型産業廃棄物として環境大臣が指定する産業廃棄物（平成18年7月環境省告示第105号）

1		別表中ほう素 又はその化合 物	検討した結果、検定方法として昭和46年12月環境庁告示第59号付表8に掲げる方法については適当でないことから削除する。
---	--	-----------------------	---